

公益目的通報の調査結果(令和7年10月2日報告分)について(公表)

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

1 通報日 令和7年7月2日

2 通報形態 FAX

3 通報内容

選挙の投開票事務に従事する職員は、休憩を取得するよう促されているが、実態として、休憩時間に投票所又は開票所を出ることは許されず、場合によっては、休憩時間であっても投票管理者又は開票主任の指示により選挙事務に従事している。しかしながら、休憩時間に選挙事務に従事した職員に対しては、何ら手当が支給されていない。かかる事態は違法であるから、三田市はこれらの職員に対して遡及的に手当を支給すべきである。

4 調査結果

(1) 庁内アンケートの実施

本件通報を受け、行政監察員において、三田市における選挙投開票事務の概要を把握した上で、令和7年7月20日に実施された第27回参議院議員通常選挙を対象に投票事務編、開票事務編に分けて庁内アンケートを実施した(以下「本アンケート」という。)

(2) アンケートの実施要領

本アンケートは、庁内のメール機能で該当職員に個別依頼し、令和7年8月18日から同月28日までの期間で次の要領で実施した。

ア 投票事務編

投票事務に従事した職員のうち、対象者は、選挙管理委員会本部及び各投票所の投票管理者を除く202人、有効回答数は、168人(回答率83.2%)であった。

イ 開票事務編

開票事務に従事した職員のうち、対象者は、選挙管理委員会本部及び各係の開票主任を除く115人、有効回答数は、105人(回答率91.3%)であった。

(3) 本アンケートの集計結果の分析

ア 投票事務編

(ア) 休憩の取得について

回答の内訳は、「所定の休憩時間を取得できた」146人、「所定の休憩時間の全部ではないが、ある程度取得できた」18人、「所定の休憩時間の一部しか取得できなかった」4人という結果であった。また、選挙管理委員会、投票管理者等から、休憩の不取得又は短縮を指示又は要請された者は2人で、休憩を切り上げて投票事務に戻るよう指示又は要請された者も2人あった。これらから、各投票所において休憩取得が概ねできていた実態が見て取れる。

(イ)休憩場所について

投票事務に従事した職員のうち、選挙管理委員会、投票管理者等から、休憩中に投票所又は所定の休憩場所から退出しないよう指示又は要請された者は8人、投票所や所定の休憩場所がある建物の外に出ないよう指示又は要請された者は13人いた。また、実際の休憩場所について、投票所の中で休憩した者は15人、所定の休憩場所で休憩した者は122人、(投票所や所定の休憩場所がある建物の外を含め)自分が選んだ場所で休憩した者は9人であった。

これらから、一部の投票所では、職員が投票所や休憩場所がある建物の外に出ることを事実上禁止され、中には、投票所又は休憩場所に留まることを求められていた可能性がある。自由記述では、昼食を買うために投票所から出たいと思ったが、出てよいか誰も判断がつかず、結果的に出なかったとの記載もあり、休憩場所の選択肢が限られていると受け止めた者は少なからずいると思われる。

イ 開票事務編

(ア)休憩の取得について

回答の内訳は、「所定の休憩時間を取得できた」60人、「所定の休憩時間の全部ではないが、ある程度を取得できた」26人、「休憩時間の一部しか取得できなかった」6人、「休憩できなかった」5人という結果であった。また、「勤務時間が短く休憩時間がなかった」との回答は6人であった。なお、選挙管理委員会、開票主任等から、休憩の不取得又は短縮を指示又は要請された者は2人、休憩を切り上げて開票事務に戻るよう指示又は要請された者は3人であった。これら結果から、開票事務においても、休憩は概ね順当に取得されていたといえる。

投票事務に比べて、休憩を全くあるいは十分に取得できなかったと回答した職員が多くなっているが、自由記述を俯瞰すると、開票作業をできる限り早く終え、選挙結果を確定させることが求められる開票事務に固有の事情が影響しているように思われる。

(イ)休憩場所について

開票事務に従事した職員のうち、選挙管理委員会、開票主任等から、休憩時間中に開票所から退出しないよう指示又は要請された者は2人、かかる指示又は要請を受けなかった者は102人であった。また、開票所がある建物外に出ないよう指示又は要請された者は6人、かかる指示又は要請を受けなかった者は96人であった。休憩場所については、開票所の中で休憩した者は38人、所定の休憩場所で休憩した者は36人、(開票所がある建物の外を含め)自分が選んだ場所で休憩した者は15人であった。

休憩場所についても、上記の開票事務の特質ゆえからか、開票所の中で休憩を取得した職員が相当数いたことを除けば、投票事務と同様に、開票所やそれが置かれた建物の外に出ることが事実上禁止されていたことが疑われる結果となった。

ウ 総括

投開票事務において、大半の職員が一定時間以上の休憩を取得できていたが、休憩

場所の選択については、一部の投票所において事実上の制限が課され、また、投票事務に従事した職員の中には心理的な制約を感じていた者がいた。

一般に被用者が使用者の指揮監督下にある場合、本来的な意味で休憩時間ということとはできず、投開票事務に従事する職員にかかる心身の負荷を軽減する観点から、休憩場所の選択に関して職員の意思が尊重されるよう、いっそうの配慮があつて然るべきである。

一方、少数ながら、所定の休憩時間を全く取得できなかった、あるいはその一部しか取得できなかったと回答した職員があり、これに関連して、休憩時間の返上もしくは短縮又は休憩途中での復務の指示又は要請を受けたとする職員も存在するところ、これらの情報は本件通報の内容に沿うものということができる。

自由記述の中には、投票事務が休憩を想定した人員配置になっておらず、状況によって、休憩の取得を見合わせたり、自主的に休憩を切り上げたりせざるを得なかったとの回答や、開票事務に関しては、開票作業を早く終了させることに重点が置かれ、一旦作業が始まれば、終了するまで休憩を取る状況にないといった指摘があり、これらの事情が、一部の職員が休憩を十分に取得できない事態を生んだ可能性がある。

(4) 付言事項

上記集計結果によれば、そもそも投開票事務に従事する際にどの程度の休憩時間が与えられるべきなのかを把握していないと回答した職員が複数存在した。投開票事務における休憩の取得を励行する上では、休憩に関する情報を正確に伝え、職員間で認識を共有することが重要である。また、所定の休憩場所に関して、夏場の日中に投票事務に従事した職員からは、空調設備がないため十分に休憩できなかつたとか、投票所の中で休憩せざるを得なかつたという指摘もあつた。労働衛生の観点からは、休憩場所をどこに設けるべきかについても今後の課題といえる。

さらに、より根本的な問題として、特定の職員が投開票事務に動員されることが常態化していることへの不満や、一人の職員が投票事務と開票事務に続けて従事することの身体的負担を訴える職員もいた。

貴市におかれては、こうした職員の声に耳を傾け、投開票事務の適切な分担及び投開票事務に係る執務環境整備の観点から、現在の選挙実務の運用を批判的に見直し、さらなる改善に努めていただきたい

5 その他

(1) 調査結果を踏まえた市の見解と対応

選挙管理委員会では、今後の改善に向けて、現在、これまで執行した選挙について検証を行っている。本件の通報を受け、今後、投開票事務に従事する際の休憩時間及び休憩場所等についても、管理者及び従事者に正確に伝えるとともに、労働条件等執務環境整備の改善に努めていく。

(2) 結果の公表等

記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表